

2017（平成28）年1月12日

各位

ヤミ金融被害対策埼玉弁護団
団 長 中 山 福 二

「ギャンブル依存の問題」について勉強会開催のご案内

前略 当会会員の皆様方におかれましては、日頃からヤミ金融被害対策埼玉弁護団の諸活動にご理解をいただきまして、心からの感謝を申し上げます。

ところで、ヤミ金融被害対策埼玉弁護団では、昨今の社会情勢におけるヤミ金融問題・多重債務問題・貧困問題などについて、2002年から14年間取り組んできましたが、この度、「ギャンブルに問題を持つ人の回復施設」認定NPO法人ワンダーポートのお二人をお招きして、「ギャンブル依存の問題」に関する勉強会を開催することになりました。

NPO法人ワンダーポートは、16年にわたり、横浜などを拠点として「過度のギャンブルに陥る」人々に対する支援に第一線で尽力されてきましたが、昨今の「カジノ法案」の成立などの社会情勢の中で、「ギャンブル依存症」に関する個別的な救済・更生活動や社会的な啓蒙活動は、日に日に重要性を増しています。

今回の勉強会は、多方面にわたりご活躍されている皆様が非常に問題意識を持っている分野で、かつ時期を得たテーマに関するものですので、是非、多数の皆様に参加いただいで、「ギャンブル依存の問題」を考える機会にさせていただきたく、下記の通りご案内申し上げます。

記

日 時 : 2017年1月31日（火曜日）18時30分～20時ごろ

場 所 : さいたま共済会館 6階 602室

講 師 : 認定NPO法人 ワンダーポート 施設長 中村努 氏
浦和まはろ相談室 代表 精神保健福祉士 高澤和彦氏

（ワンダーポート家族個別相談担当）

なお、参加につきましては、以下に氏名を記入し、FAXでお申込み下さい。

皆様のご参加をお待ちしております。（参加費無料）

以上

FAX 048-825-0059

勉強会に参加する方の氏名 _____

所属団体 _____

バス事故はなぜ？ 繰り返される事故の原因と対策を考える

2016年1月15日、長野県の軽井沢町の国道において、大学生等に乗せた大型スキーバスが、道路脇に転落し、乗員・乗客41人中15人が亡くなるという悲惨な事故が発生し、1年が経ちました。

2012年4月に関越自動車道において46人が死傷した事故等、以前にもバス事故が発生し、国による再発防止策が検討されてきたにもかかわらず、再び事故が繰り返されてしまいました。

背景には、バス業界、トラック業界及びタクシー業界等の規制緩和による過当競争、コスト削減に伴う労働者の労働条件の悪化等の影響があることが指摘されています。

今回の集会では、交通労働の研究者、ゼミ生を亡くされた尾木直樹教授、事故取材した記者、労働現場の方、国土交通省担当官等をお招きして、今後このような悲惨な事故が二度と繰り返されることのないよう、原因と対策等について、みなさんと一緒に考えたいと思います。多くの皆様の御参加をお待ちしております。

プログラム(予定)

- ◆基調講演：川村雅則氏（北海学園大学教授）
「繰り返されるバス事故と、その背景を考える～交通労働の改善に向けて」
- ◆尾木直樹氏（法政大学教職課程センター長・教授）からの発言
- ◆宮原修平氏（NHKスペシャル「そしてバスは暴走した」担当記者）からの報告
- ◆労働現場からの報告
- ◆国土交通省担当官からの報告



参加費・事前申込不要

2017年1月28日(土)
13:30～16:30

弁護士会館2階講堂「クレオ」BC

アクセス(交通案内)

地下鉄丸ノ内線 麩ヶ関駅(B1-b出口)から徒歩1分
 地下鉄日比谷線 麩ヶ関駅(B1-b出口)から徒歩1分
 地下鉄千代田線 麩ヶ関駅(B1-b出口)から徒歩1分
 地下鉄有楽町線 桜田門駅(5番出口)から徒歩8分
 地下鉄日比谷線 日比谷駅(A14, A10出口)から徒歩10分
 地下鉄千代田線 日比谷駅(A14, A10出口)から徒歩10分
 都営三田線 日比谷駅(A14, A10出口)から徒歩10分

※当連合会では、本シンポジウムの内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は、当連合会の会員向けの書籍のほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。また、報道機関による取材が行われる場合、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。

主催：日本弁護士連合会 お問い合わせ：日本弁護士連合会人権部人権第一課 TEL03-3580-9857

拡大する住まいの貧困と住宅セーフティネット

「住居は暮らしの器」と言われるように、適切な居住こそが幸せを実現します。ところが、社会全体が貧困で住居が確保できなければ、「住居が無く、生きていけない」状況に陥ることになります。高度経済成長を経て豊かな社会を実現したはずでしたが、バブル経済崩壊後の四半世紀は日本社会では人々がいとも簡単に「住居が無く、生きていけない」状況に陥ることを示しています。

本学習会では、居住の本質に立ち返り「居住福祉」の実態とわが国が居住福祉に充てられるべき財政のあり方を学習します。ぜひ、ふるってご参加ください。



講師 **稲葉 剛氏**

一般社団法人つくろい東京ファンド
代表理事、
立教大学大学院特任准教授

会場 **主婦連合会会議室**
(主婦会館プラザエフ3階)

- JR四ツ谷駅越町口前(歩1分)
- 地下鉄南北線 / 丸の内線四ツ谷駅(歩3分)

資料代 **500円** (経済的に困難な方は無料)

日時 **2017年**
1/24(火)
18:30~21:00 (開場18:00)

主催 **公正な税制を求める市民連絡会**



事務局連絡先 弁護士 猪股正
さいたま市浦和区岸町7-12-1東和ビル4階 埼玉総合法律事務所 Tel.048-862-0355 fax048-866-0425



生活苦でも差し押さえ

「公平性保つ手段」自治体

「経済状況配慮を」専門家

地方税や国民健康保険税(国保税)などを滞納した住民に対し、自治体が財産差し押さえたり、一括返還を迫る徴収が行われ、生活が困難にして精神的に追い詰められているケースが出ています。「税の公平性を保つ手段」として自治体で認められている権限だが、滞納者への徴収は個々の事情に応じた柔軟な対応が求められる。専門家らは「経済状況に配慮すべき」と話している。

地方税などの滞納

■届いた通知書
「夫が倒れたら生きていけない。一日一日をただ生きていくだけ」。さいたま市の60代女性はつづやいた。建設会社で勤務する60代の夫と2人暮らし。手取りが約8万円だが、2010年ごろから会社の経営が悪化、一時的に給与が滞った。国保税や住民税を払えず、気が付けば延滞金を含め滞納額は300万円超になった。

今年3月、さいたま市債権回収課から「滞り事前通知書」が届いた。担当者が月々18万円の支払いを迫られ、払えない場合は給与から20万円の差し押さえに同意する押印を求められた。生活状況は聴取されず、分納も認められなかった。担当者から夫の会社に連絡が行き、7月分から12万7千円が差し押さえられた。7万円の家賃を合わせて月々約20万円がなくなる。光熱



「払えない自分が悪い」でも延滞に相談してほしかったと、さいたま市債権回収課の担当者(右)に訴えた市民(左)。

あす無料電話相談

地方税や国民健康保険税を滞納する人に対し、自治体により差し押さえ、生活が困難する実態が多々見受けられるという。2009年以降は無料電話相談税(国保滞納・差押ストップライン)が1020・0202から445万世帯に減少しているものの、差し押さえ件数は約18万件から約27万件と1・5倍増加している。担当弁護士は「困っている方は気軽に相談してほしい」と話している。

あす無料電話相談
12月20日(月)10時～午後8時(実働)
中社社会保険推進協議会が主催。埼玉では反貧困ネットワーク埼玉に所属する弁護士が相談に応じ、生活の立て直しを支援する。

けて滞り保証人になったことで、後に返済義務を負った。生活が困難し、国保税を滞納。月々1万4千円の分納を続けてきたが、08年に市債権回収課から一括返還が月5万円以上の支払いを求められた。厳しい生活状況を伝えても、聞き入れられず、滞納額は約100万円に膨れ上がった。妻には「自分が倒れたら俺のことは放っておいてほしい」と話している。「払えない自分が悪いのは分かっているが、どうにか血の通った対応をしてほしい」と訴えた。

■徴収の強化
市収納対策課によると、15年度の差し押さえ件数は国保税で2478件、その他の市税で5073件。5年前の約4倍で、国保税を除く15年度の徴収率は86.7%になった。回収は「財産を調査した上で、法に基づき対応している」と回答。中には、資産があるにもかかわらず税金を納めない悪質なケースもあるという。「苦しいながらも税を納めている人もおり、税の公平性を保つための手段として差し押さえを行っている」とした。

自治体による徴収が強化した背景の一つが、07年度に実施された国から地方への税源移譲。徴収率がすぐに財政に影響するようになったため、さいたま市以外でも全国の各自治体が徴収に躍起になった。しかし、病気や失業などで払えない状況に陥る場合も、総務省は「滞納者の個別具体的な事情を十分に把握した上で、適正な執行に移っていく」としている。

反貧困ネットワーク埼玉の猪俣正弁護士によると、滞納者からの相談が年々増加傾向にあるという。「行き過ぎた取り立てで生活が破綻し、生存権が守られていない。生活が困難している人に対しては画一的な方法ではなく、(自治体は)福祉とつなげる役割を持つべき」と疑問視する。

「住民税の滞り世帯でも厳しい生活を送っている人が増えている」。地方税制に詳しい埼玉大学大学院の高橋正幸准教授は貧困世帯が増加している現状を指摘する。その上で、「ルール上、自治体が税を徴収せざるを得ないのも事実だが、個々の経済状況にも当然配慮すべき。根本的な問題は困窮世帯に対する社会保障が機能してないこと」と話した。

同ネットワークによると、自治体による差し押さえ、病院に行けなくなるなど、生活が困難する実態が多々見受けられるという。2009年以降は無料電話相談税(国保滞納・差押ストップライン)が1020・0202から445万世帯に減少しているものの、差し押さえ件数は約18万件から約27万件と1・5倍増加している。担当弁護士は「困っている方は気軽に相談してほしい」と話している。

給与の差押に関する承諾書

平成 年 月 日

さいたま市長 様

住所

氏名

私は、下記の会社に対して有する平成28年3月以降分の給料(扶養手当、時間外手当、宿直手当等を含む)支払請求権を差し押えられることについて異議なく、毎月の給料のうち、月額200,000円の額を滞納金額に満つるまで差押えを受けることを承諾します。

(会社住所)

(会社名)

税金・国保料

無料電話相談

滞納・差押ホットライン【全国一斉】

社会保障の国民負担増、サービス削減が進められ、貧困と格差が拡大するも、「高すぎる国保料」や「税金」等を払えず、「差押」により生活が困窮し、いのち暮らしが脅かされる事態が進行しています。「給料のほぼ全額が差し押さえられ」などの声が次々にあがっています。滞納者の督促状に「強制捜索」を明記したチラシが同封される、差押により自殺者も出るなど、自治体の一括返還をせまる強引な徴収がおこなわれています。特に、国保料の滞納による「差押」は激増しています。滞納・差押問題について、各地の実態をさらに把握し、滞納・差押についての全国相談活動を実施します。相談は無料です。ぜひ、お気軽にご相談ください。



◆相談日

2016年 **12月20日** (火) 10時-20時

◆相談窓口 (フリーダイヤル) …お近くの相談窓口につながります。

0120-022052

◆取組団体：中央社会保障推進協議会

〒110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5 日本医療労働会館 5F TEL 03-5808-5344 FAX 03-5808-5345

(共催) 生活保護問題対策全国会議 大阪市北区西天馬 3-14-16-3号館 7F あかり法律事務所内

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会 神戸市中央区東川崎町 1-3-3-10F 神戸合同法律事務所内

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会会議 東京都中央区日本橋本町 4-8-17-1005 あきやま司法書士事務所内

埼玉県での取組団体(共催)

反貧困ネットワーク埼玉

埼玉県社会保障推進協議会

E-mail:k25@shahokyo.jp

※メールでのご相談は左記のアドレスをご利用下さい。

12/3

http://doilo.life.coocan.jp/20161203/

全国一斉障害年金ホットライン

障害年金をご存じですか？

障害年金に精通した弁護士・社会保険労務士がお答えします。



障害年金とは？



- ◆ 厚生労働省の統計では、障害者数が約740万人（推計）に対し、障害年金の受給者は200万人程度。（障害年金の）「制度を知らない」、「該当しないと思った」、「手続き方法を知らなかった」という声をよく聞きます。

- 病気やけがによって、生活や仕事が制限される場合に、受け取ることができる年金。
- 現役世代の人も含めて受け取ることができる場合があります。
- 眼や耳、肢体の障害だけでなく、がんや糖尿病、人工透析などの内部疾患や精神疾患により、長期療養が必要、働けなくなったときも支給の対象になる場合があります。

2016年12月3日（土）

午前10時～午後4時

☎

048(864)8960

（当日のみの
専用回線です。）

お気軽にお電話ください！



匿名でも結構です。

- ・ 障害年金って何？
- ・ 障害があるけれど、年金はもらえるの？
- ・ 手続きは、どうしたらいいの？
- ・ 障害年金の申請をしたけど、不支給になった！
- ・ 更新の時に等級が下がった！
- ・ 診断書が必要と聞いたが、どうしたらよいの？
- ・ いつ頃病院に行ったのかはつきりわからない・・・。
- ・ 今、働いているけど、障害年金はもらえるの？



主催：クレジットサラ金生活再建問題対策協議会 ・ 社会保障問題研究会

ホットライン問い合わせ先（全国）土井法律事務所 弁護士 土井裕明 TEL 077-510-5758

（埼玉）埼玉総合法律事務所 弁護士 猪股正 TEL048-862-0355